

1 趣旨

都市の現況及び見通し等を踏まえ、都市状況の変化への対応や広域交通網等を活かした交流拡大による都市の活性化を図るため、府北部地域の第4回目の都市計定期見直しを実施する。

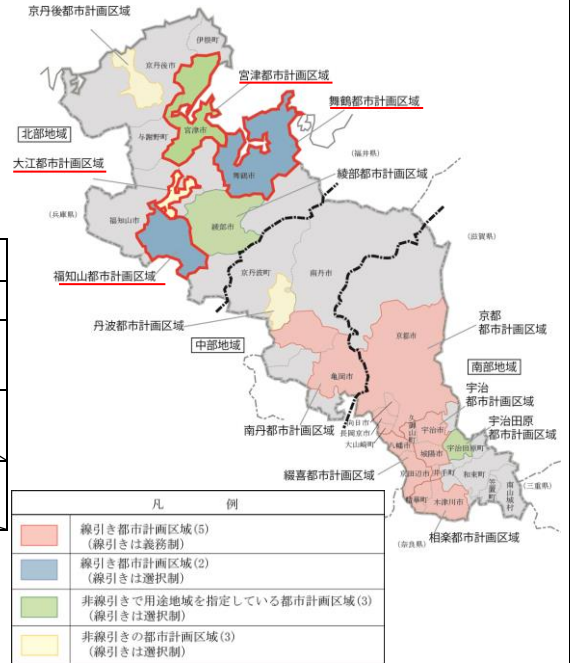
なお、変更案は、地域のまちづくりの主体である市町が案を作成し、府が調整・確認の上とりまとめた。

2 これまでの定期見直しの経過

当初決定 昭和56年 第1回見直し 平成元年  
 第2回見直し 平成8年 第3回見直し 平成16年

3 対象区域

	見直し予定				見直し済み	
	福知山	舞鶴	宮津	大江	綾部	京丹後
マスタープラン	○	○	○	○	変更(H28)	決定(H27)
線引き	○ 界線整理	○ 編入	/		廃止(H28)	/
臨港地区	/				/	



4 変更概要

○ マスタープラン※1 (福知山、舞鶴、宮津、大江都市計画区域)

- ・人口規模に見合った適正な市街化区域規模を設定 (舞鶴市逆線引きに向けて)
- ・都市機能の集約化と公共交通網による連携 (コンパクト+ネットワークを実現)
- ・近年の災害を踏まえたまちづくりを推進

※1 都市計画区域ごとに「都市計画の目標」、「区域区分の有無及び方針」、「土地利用の方針」、「都市施設の方針」、「市街地開発事業の方針」、「自然的環境の整備又は保全に関する方針」を記載

○ 線引き※2 (福知山、舞鶴都市計画区域)、臨港地区 (舞鶴都市計画区域)

都市計画区域	地区	面積 (ha)	内容
福知山	3地区	0.4	市道整備に伴う区域区分界の界線整理※3
舞鶴	和田	0.5	京都舞鶴国際ふ頭の機能強化に伴う埋立事業が一部竣工し、市街化区域に編入、臨港地区を指定 海上自衛隊施設の集約化に伴う埋立事業が竣工し、市街化区域に編入
	北吸	6.7	

※2 市街化を促進する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」の区分

※3 市街化区域と市街化調整区域の境界としていた道路等の地形地物が変動したため、新たな境界を設定すること (新たな境界は、区域を大きく変更しないように設定する)

